

会議の概要

議長

定刻になりましたので、ただ今から平成30年6月、第26回総会を開会いたします。なお本日の会議において農業委員会等に関する法律第29条により農地利用最適化推進委員の出席を求めています。本日は議席番号2番岡本守夫委員、並びに議席番号3番松本啓一郎委員より欠席の届が出されておりますので報告いたします。出席農業委員会委員は14名中11名、定員数に達しておりますので、総会は成立しております。出席を求めた農地利用最適化推進員の出席人数は9名です。開会時間は午後1時32分です。質疑等は挙手の後、許可を得て起立して、議席番号、氏名を名乗ってから行うようお願いいたします。次に、携帯電話はマナーモードに設定し、緊急以外は通話しないことをお願いいたします。

それではこれより審議にはいります。

まず、日程1議事録氏名印の指名に移りますが、今月は議席番号12番横瀬委員と、議席番号13番山田委員をお願いいたします。

それでは日程2議案第1号「農地法第5条1項の規定による許可申請書審議について」を上程いたします。今月は2件の申請がありました。それでは、申請番号1番について事務局より説明をお願いいたします。

事務局

はい。命によりまして、議案第1号「農地法第5条1項の規定による許可申請書審議について」、申請番号1番について議案書の朗読をもって説明いたします。
(議案第1号申請番号1について、記載事項を読み上げ、説明)

事務局

なお、本敷地については工事を行わないため資金は発生しません。また、隣接農地の地権者から、この転用の届出について同意書を得ていることを申し添えます。なお、こちらの農地区分については、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産力の低い農地第2種農地にあたると判断されます。最後に、調査区は竹沢地区となります。以上です。よろしくお願いたします。

議長

ありがとうございます。それでは現地調査報告を調査地区の竹沢地区よりお願いいたします。

推進委員尾上

はい。推進委員の尾上です。調査日は6月20日水曜日午前8時より農業委員2名、推進委員2名、計4名で行いました。場所が宏仁会小川病院から竹沢小学校へ向かっていくところで、途中にカワベという床屋がありましてその反対側の線路の脇になります。譲受人、譲渡人の関係は親戚関係になります。譲渡人はつい最近まで勤めていましたが定年となり、まだ定期的に前の職場へ仕事に行っています。この土地以外にも自分の農地があるため、農業として作物を作るのは難しく、現在申請地は管理農地として草が刈ってある状態です。気になったことが1点ありました。入っていく道が、途中までは広い道ですが、該当地に行くためには1.8mの昔の馬入れを15mぐらい通るしかありません。身内同士のためブロック塀があるわけでもなく、大きなトラックが侵入するのは難しいが小さなトラックなら大丈夫かもしれません。どのみち耕作しないのであれば有効利用になるかとは思いますが、進入路については引っかかったところです。以上です。

議長

ありがとうございました。それではこれより、申請番号1番について質疑を受け付けます。

(議席番号13番山田委員、挙手)

13番山田

はい。すみません。補足説明をさせていただいてもよろしいでしょうか。

議長

補足説明を認めます。よろしくおねがいします。

13番松本

13番山田です。今尾上委員がおっしゃっていたことが大体的な内容です。ただ、ちょっと気になることがございまして…申請地の地図をご覧になっていただきたいのですが、行ってみましたところ、分筆された手前の部分も農地ではありますが、なぜ自宅に近いほうの部分を使用する申請ではなく、馬入れを通った先を申請地にしたのか、個人的に疑問に思いました。奥だとしても馬入れではなく手前の農地部分を通して楽にモータープールに行ってしまうのではないかと。そういうことが日常的に行われてしまうと手前の土地も農地としての役割はなくなりますし、それであるならば申請地を手前の筆にしていれば納得が良かったのですが、どうもそこが納得がいかない部分なので皆様の慎重なご審議をお願いしたいと思います。

議長

はい。ありがとうございました。それでは只今より質疑を受け付けます。只今補足説明がありました、それを含めて質疑を受け付けたいと思います。まず、農業委員の皆様は質疑を受け付けたいと思います。いかがでしょうか。

(議席番号1番清水委員、挙手)

議長

はい。清水委員。

1番清水

はい。1番清水です。、尾上委員の報告で進入路が1.8mとなると、実質1.8mだと思うので実際に通れる道としては1mちょっとなのかなと。すると、進入路に沿った農地を違反転用という形で使用するような形になってしまうのかなと思われまので、その辺どうなのかなと、疑問が残ります。以上です。

議長

はい。ありがとうございました。それでは事務局より、その辺につきまして確認されているかどうか、おねがいします。

事務局

はい。まず、こちらの農地につきまして、もともと129という一つの農地だったところをモータープールとして使用したいということで、本人、農林振興センターと1年間ぐらい協議をしてきました。今回この配置になった理由としては、手前のほうに一部耕作している部分がありまして、そこはつぶしたくないという地権者の意向もあり、今回の配置で受理する形となりました。今回の分筆は地権者の意向もあり、1.8mの進入路についてもちゃんとそこを使用するというので、この分筆となりました。以上です。

議長

はい。ありがとうございます。今の事務局の回答、清水委員いかがでしょうか。

1番清水

はい。1番清水です。もしなでしたら分筆ついでに進入路部分についてもあと1m～2mぐらい転用したほうが無難だったんじゃないかなという気がいたしますが、大体理由はわかりました。

- 議長 今の進入路の件につきまして、事務局、いかがでしょう。
- 事務局 はい。進入路の件につきましては、ご意見よくわかります。私どもが相談した中で農林振興センターの話では分筆はしなくてよいという話でした。分筆の話も、申請者本人は広く使いたいということで当初は分筆を希望しておりました。地権者の方が「ここは昔から道がしっかりあり、それで使用しているので分筆する必要はない」とおっしゃられており、1～2か月ほどやり取りをしていました。その結果、地権者の意向ということで道路は現状の馬入れを使うという申請になったようです。以上です。
- 議長 はい。ありがとうございます。そのほか農業委員の人に質疑を受け付けたいと思います。いかがでしょうか。
- (質疑なし)
- 議長 それでは推進委員のみなさん、いかがでしょうか？
- 推進委員権田 はい。推進委員の権田です。今のお話を聞いた限りですと、絶対に道路からコーナーを切るときには脱輪して、農地に入ってしまったことがありますよね。そういった形で許可となると、それでいいのか、町の農業委員会はどういう根拠で許可したのかとか、後で出てきたときに必ず当時の審議に誤解が生まれるんじゃないかと思うので、先ほど清水委員がおっしゃったようにだれが見てもそこに入るのが大変なので、その進入路は確保してほしいという見解のほうが後々にトラブルがないのではないかと感じますので、意見として申し上げます。
- 議長 ありがとうございます。今の権田委員のご指摘に関しまして、事務局に確認しましたところ、進入路が狭いので分筆したほうがいいのではないかと、分筆すべきという見解で農林振興センターに確認しましたところ、本人の意向をまず重視してほしいという農林振興センターの意向らしいです。本人に確認しましたところ昔馬入れとして使っていたので、そのままの状態で作らせてほしいという意向だったそうです。その旨を農林振興センターに伝えたところ、分筆しなくてOKということらしいです。
- (議席番号11番千野委員、挙手)
- 議長 はい。千野委員。
- 11番千野 はい。11番千野です。農林振興センターのほうは、現場で実際にトラブルが起きても関係ないですね。今回のケースは明らかに馬入れを脱輪しないと入っていけない。まして、車両を積んでくるわけですから、どこに停めるのか等疑問が残ります。その土地がすべて地権者の土地なんですか？
- 事務局 はい。そうです。
- (推進委員栗島委員、挙手)
- 議長 はい。栗島委員。

- 推進委員栗島 はい。推進委員の栗島です。先ほど尾上委員が言った通り20日に現地へ行ったんですが、この土地、1枚の畑を2枚に分筆して奥側を使うということで、進入路、実際は馬入れが途中で90度に曲がっているんですが、1.8mを90度で曲がったら…難しいと思うんですが。
- 議長 はい。ありがとうございます。
農業委員会としては、農地以外に使用する場合は分筆するというのが基本である、という考えです。進入路として使うということは農地以外として使うということですので、分筆すべきだろうということで、この件は再度申請者と打ち合わせをする必要がございますので、継続審議としたいと思いますが、いかがでしょうか。
- (全員、賛成)
- 議長 ありがとうございます。それでは継続審議ということで、この件は終わりにさせていただきたいと思います。
続きまして申請番号2番について、事務局より、説明をお願いいたします。
- 事務局 はい。続きまして、申請番号2番につきまして、議案書の朗読をもって説明させていただきます。
(議案第1号申請番号2について、記載事項を読み上げ、説明)
- 事務局 なお、本申請については工事資金については全額融資となっております。融資証明書が添付されております。また、本件の農地区分は、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産力の低い農地第2種農地にあたると判断されます。最後に、調査区は竹沢地区となります。以上内容説明とさせていただきます。よろしくをお願いいたします。
- 議長 ありがとうございます。それでは現地調査報告を調査区担当の竹沢地区よりお願いします。
- 推進委員尾上 はい。推進委員の尾上が報告します。調査日は先ほどと同じです。場所は宏仁会小川病院から竹沢小学校に向かっていく道を曲がって254のバイパスに向かう途中です。譲渡人の親はつい2年ぐらい前まで耕作していました。2年前に逝去され、去年は管理農地となっていました。譲渡人は現在勤めており、ほかにも農地を所有しており、全体を耕作できる状態ではありません。申請者は娘婿ということで、今時親元に戻ってくることも、場所的にも誰にも迷惑をかける場所ではなく良いところなので、歓迎かなと思います。よろしくお願いします。
- 議長 はい。ありがとうございます。それではこれより質疑をお受けいたします。まずはじめに、農業委員のみなさまより質疑をお受けいたします。質問、意見のある方の挙手をお願いします。
- (挙手なし)
- 議長 ないようですので、それでは推進委員のみなさま、いかがでしょうか。

(挙手なし)

議長

よろしいですか？質疑なしということで、打ち切らせていただきます。

それでは、採決に入りたいと思います。只今の申請番号2番について、承認に賛成の方の挙手を求めます。

(全員、挙手)

議長

はい。ありがとうございました。全員賛成により、可決、承認されました。なお、この申請番号2番は農地法第5条ですので、この議案は原案の通り許可相当として県知事に意見書を送付いたします。

続きまして日程3、議案第2号「農業経営基盤促進法による農地利用集積計画の承認について」を上程いたします。

当第2号議案の進め方について、委員の皆様にご覧いただきたいと思います。内容としましては、再設定および新規共にはじめに地区毎に現地調査報告と質疑、そののち一括で採決を取る方法で議事を進めたいと提案いたします。よろしいでしょうか。

(異議なし)

議長

ありがとうございます。それでは、承認が得られたということで、承認一括採決ということで進めたいと思います。

それでは、これから審議にはいりますが、今回は再設定が48件、新規が35件、計83件の申請がありましたので、土地の所在地等の説明は特に必要な場合以外は省略しても差し支えないと致します。

はじめに、小川地区の再設定の申請番号1番から11番について、事務局より説明をお願いします。

事務局

はい。小川地区の再設定に入る前に、全体的な説明をいたします。農業経営基盤促進法の第18条第1項の規定に基づき、町から当委員会に農用地利用集積計画につきまして承認を求められています。今回の申請の合計は全83件、154筆、14万7150㎡でございます。この申請に基づき、権利関係者からの同意要件はすべて満たしていることを報告いたします。

では、再設定の申請番号1番から11番について、議案書の朗読をもって説明いたします。申請番号、譲受人、土地の所在、地目、合計面積、利用期間、設定別の順番で読み上げます。

(再設定の申請番号1番から11番の内容について、記載事項を説明する。

調査地区につきましては、小川地区になります。以上です。

議長

はい。ありがとうございました。それでは現地調査報告を小川地区の担当委員よりお願いします。

1番清水

はい。1番清水です。現地調査は6月12日午前9時に行いました。農業委員3名、農地利用最適化推進委員2名、合計5名で行いました。

1番の現地は麦大豆の予定だということで問題ありません。

- 1 番清水
- 2 番は水稻が作付けしてあり問題ありません。
3 番は水稻が作付けしてあり問題ありません。
4 番は現在耕耘してあり更地ですが、これから作付け予定なので問題ありません。
5 番はじゃがいも、インゲン等が作付けしてあり問題ありません。
6 番はなす、ピーマンが作付けしてあり問題ありません。
7 番は各種夏野菜が作付けしてあり問題ありません。
- 6 番田端
- 6 番田端です。
8 番は里芋が作付けしてあり問題ありません。
9 番は田ですが畑として使っています。キクイモといんげんが作付けしてあり問題ありません。
10 番はブロッコリーが植わっていたのを確認済。現在は耕耘だけですが問題ありません。
- 推進委員栗生田
- 推進委員の栗生田です。
11 番は各種夏野菜等が作付けしてあり問題ありません。
- 議長
- はい。ありがとうございました。
それではこれより質疑に入ります。この議案につきましては農業委員、推進委員同時に質疑を受け付けたいと思います。質問、意見のある方は挙手をお願いいたします。
- (挙手なし)
- 議長
- よろしいでしょうか。
それでは採決に移ります。申請番号1番から11番について承認に賛成の方は挙手をお願いします
- (全員挙手)
- 議長
- ありがとうございます。それでは1番から11番については全員賛成により、可決承認されました。
つづきまして、申請番号12番から15番の再設定の大河地区の申請について、事務局より説明をお願いします。
- 事務局
- はい。申請番号12番から15番の再設定について議案書の朗読をもって説明いたします。
(再設定の申請番号12番から15番の内容について、記載事項を説明する。
調査地区につきましては、大河地区になります。以上です。
- 議長
- はい。ありがとうございました。それでは現地調査報告を大河地区の担当委員よりお願いします。
- 推進委員中村
- 推進委員中村です。今月19日午前9時から農業委員4名、推進委員2名、計6名で調査に行きました。

- 推進委員中村
- 1 2 番は麦が作付けされており問題ありません。
1 3 番は麦が作付けされており問題ありません。
1 4 番は麦が作付けされており問題ありません。
1 5 番は梅が作付けされており問題ありません。
- 議長
- はい。ありがとうございました。
それではこれより質疑に入ります。質問、意見のある方は挙手をお願いいたします。
- (挙手なし)
- 議長
- よろしいでしょうか。
それでは採決に移ります。申請番号 1 2 番から 1 5 番について承認に賛成の方は挙手をお願いします
- (全員挙手)
- 議長
- ありがとうございます。 それでは 1 2 番から 1 5 番については全員賛成により、可決承認されました。
つづきまして、申請番号 1 6 番から 2 0 番の再設定の竹沢地区の申請について、事務局より説明をお願いします。
- 事務局
- はい。申請番号 1 6 番から 2 0 番の再設定について議案書の朗読をもって説明いたします。
(再設定の申請番号 1 6 番から 2 0 番の内容について、記載事項を説明する。
調査地区につきましては、竹沢地区になります。以上です。
- 議長
- はい。ありがとうございました。それでは現地調査報告を竹沢地区の担当委員よりお願いします。
- 1 3 番山田
- はい。1 3 番山田です。調査日は 6 月 2 0 日午前 8 時から農業委員 2 名、推進員 2 名、合計 4 名で行いました。
1 6 番は作付けされておりませんが管理されているので問題ありません。
1 7 番はブロッコリー、キャベツ等が作付けされており問題ありません。
1 8 番はハウスが一棟あり、物置があり、その他は管理されているので問題ありません。
1 9 番は水稲が作付けされており問題ありません。
- 推進委員栗島
- 推進委員栗島です。
2 0 番は草刈りされており管理されているので問題ありません。
- 議長
- はい。ありがとうございました。
それではこれより質疑に入ります。質問、意見のある方は挙手をお願いいたします。
- (挙手なし)

- 議長 よろしいでしょうか。
それでは採決に移ります。申請番号16番から20番について承認に賛成の方は挙手をお願いします
- (全員挙手)
- 議長 ありがとうございます。それでは16番から20番については全員賛成により、可決承認されました。
つづきまして、申請番号21番から48番の再設定の八和田地区の申請について、事務局より説明をお願いします。
はじめに関係委員のいる27番、34番、35番について説明をお願いします。関係委員は退席をお願いいたします。
- (関係委員、退席)
- 事務局 はい。申請番号27番、34番、35番の再設定について議案書の朗読をもって説明いたします。
(再設定の申請番号27番、34番、35番の内容について、記載事項を説明する。)
調査地区につきましては、八和田地区になります。以上です。
- 議長 はい。ありがとうございました。それでは現地調査報告を八和田地区の担当委員よりお願いします。
- 推進委員権田 推進委員の権田です。調査日は6月17日午前8時半から、農業委員5名、推進委員3名、計8名で現地調査を行いました。
27番は水稲が作付けされており問題ありません。
34番は里芋、大豆が作付けされており問題ありません。
35番は春野菜が作付けされており問題ありません。
- 議長 はい。ありがとうございました。
それではこれより申請番号27番、34番、35番について質疑に入ります。質問、意見のある方は挙手をお願いいたします。
- (挙手なし)
- 議長 よろしいでしょうか。
それでは採決に移ります。申請番号27番、34番、35番について承認に賛成の方は挙手をお願いします
- (全員挙手)
- 議長 ありがとうございます。それでは27番、34番、35番については全員賛成により、可決承認されました。関係委員の着席を命じます。
- (関係委員、着席)

議長 それでは審議に入ります。只今の申請番号27番、34番、35番を除いて、21番から48番の再設定の申請について、事務局より説明をお願いします。

事務局 はい。それでは申請番号27番、34番、35番を除いて、21番から48番の再設定について説明します。

（再設定の申請番号27番、34番、35番を除いた、21番から48番の内容について、記載事項を説明する。）

調査地区につきましては、八和田地区になります。以上です。

議長 はい。ありがとうございました。それでは現地調査報告を八和田地区の担当委員よりお願いします。

推進委員権田 推進委員の権田です。

21番はトマト等が作付けされており問題ありません。

22番はブドウが作付けされており問題ありません。

23番は麦が作付けされており問題ありません。

24番は一部ワラビが作付けされていて、その他は保全管理で問題ありません。

25番はとうもろこし、かぼちゃ、人参が作付けされており問題ありません。

26番はじゃがいも、里芋等が作付けされており問題ありません。

28番は水稻が作付けされており問題ありません。

推進委員湯本 推進委員の湯本です。

29番は保全管理されており問題ありません。

30番はヤーコン、さつまいも、じゃがいも、ズッキーニ、ナス、きゅうりが作付けされており問題ありません。

31番は水稻が作付けされており問題ありません。

32番から35番は水稻が作付けされており問題ありません。

推進委員高橋 推進委員の高橋です。

36番は一部麦が作付けされておりますが、B農地判定です。

37番から40番は水稻が作付けされており問題ありません。

41番はとうもろこし等が作付けされており問題ありません。

42番は水稻が作付けされており問題ありません。

43番から45番は保全管理されており問題ありません。

46番から48番は水稻が作付けされており問題ありません。

議長 はい。ありがとうございました。

それではこれより申請番号27番、34番、35番を除いた21番から48番について質疑に入ります。質問、意見のある方は挙手をお願いいたします。

（1番清水委員、挙手）

議長 はい。清水委員。

- 1 番清水 はい。1 番清水です。今の高橋委員の話の 3 6 番がB農地判定だという話なので、それを許可するのは問題があると思いますので、利用者さんには草刈りぐらいはやっていただいたほうがいいのではないかと。その辺の指導をしてもらったほうがいいと思います。
- 議長 事務局よりお願いします。
- 事務局 はい。こちらは町の計画に対して農業委員会に意見を求めているものです。農業委員会としては再設定については適正に使えているかどうかをみるものですので、農業委員さんの意見は重きを置かれるものですので、きちんと町に回答したいと思います。以上です。
- 議長 はい。その他、いかがでしょうか。
- (挙手なし)
- 議長 よろしいでしょうか。
- それでは採決に移ります。2 7 番、3 4 番、3 5 番を除いた 2 1 番から 4 8 番の申請について承認に賛成の方は挙手をお願いします
- (全員挙手)
- 議長 はい。ありがとうございます。全員賛成により、可決承認されました。
- 先ほど指摘のありました 3 6 番に関しましては、農業委員会の意見ということで、町のほうに回答いたします。
- 続きまして、小川地区の新規設定、申請番号 4 9 番から 5 6 番について、事務局より説明をお願いします。
- 事務局 はい。それでは申請番号 4 9 番から 5 6 番について説明します。
(新規の申請番号 4 9 番から 5 6 番の内容について、記載事項を説明する。)
調査地区につきましては、小川地区になります。以上です。
- 議長 はい。ありがとうございました。それでは現地調査報告を小川地区の担当委員よりお願いします。
- 1 番清水委員 1 番清水です。
4 9 番から 5 1 番は水稻が作付けされており問題ありません。
- 6 番田端 6 番田端です。
5 2 番は堆肥場と苗床につかわれており問題ありません。
5 3 番はいちご等が作付けされており問題ありません。
5 4 番は代かきがしてあり問題ありません。
5 5 番は水稻が作付けされており問題ありません。
5 6 番は花が作付けされており問題ありません。

- 議長 はい。ありがとうございました。
それではこれより申請番号49番から56番ついて質疑に入ります。質問、意見のある方は挙手をお願いいたします。
- (挙手なし)
- 議長 よろしいでしょうか。
それでは採決に移ります。49番から56番の申請について承認に賛成の方は挙手をお願いいたします
- (全員挙手)
- 議長 はい。ありがとうございます。全員賛成により、可決承認されました。
続きまして、大河地区の申請番号57番から62番について、事務局より説明をお願いします。
- 事務局 はい。申請番号57番から62番について説明します。
(新規の申請番号57番から62番の内容について、記載事項を説明する。)
調査地区につきましては、大河地区になります。以上です。
- 議長 はい。ありがとうございました。それでは現地調査報告を大河地区の担当委員よりお願いします。
- 推進委員島野 推進委員島野です。
57番から59番は耕耘整地されており問題ありません。
60番、61番は整地されており問題ありません。
62番は整地されており問題ありません。
- 議長 はい。ありがとうございました。
それではこれより申請番号57番から62番ついて質疑に入ります。質問、意見のある方は挙手をお願いいたします。
- (挙手なし)
- 議長 よろしいでしょうか。
それでは採決に移ります。57番から62番の申請について承認に賛成の方は挙手をお願いいたします
- (全員挙手)
- 議長 はい。ありがとうございます。全員賛成により、可決承認されました。
続きまして、竹沢地区の新規の申請は今回はありませんでしたので、八和田地区の申請に移りたいとおもいます。
八和田地区の申請番号63番から83番について、事務局より説明をお願いします。

- 事務局 はい。申請番号63番から83番について説明します。
(新規の申請番号63番から83番の内容について、記載事項を説明する。)
調査地区につきましては、八和田地区になります。以上です。
- 議長 はい。ありがとうございました。それでは現地調査報告を八和田地区の担当委員よりお願いいたします。
- 推進委員権田 推進委員の権田です。
63番は水稻が作付けされており問題ありません。
- 推進委員湯本 推進委員湯本です。
64番はじゃがいも、ネギ等が作付けされており問題ありません。
65番から67番は水稻が作付けされており問題ありません。
- 11番千野 11番千野です。
68番、69番は水稻が作付けされており問題ありません。
- 推進委員高橋 推進委員高橋です。
70番から76番は新規耕耘して作付けの準備がされており問題ありません。
77番、78番は水稻が作付けされており問題ありません。
79番は麦が作付けされており問題ありません。
80番は水稻が作付けされており問題ありません。
81番はネギ等が作付けされており問題ありません。
82番、83番は水稻が作付けされており問題ありません。
83番は水稻が作付けされており問題ありません。
- 議長 はい。ありがとうございました。
それではこれより申請番号63番から83番について質疑に入ります。質問、意見のある方は挙手をお願いいたします。

(挙手なし)
- 議長 よろしいでしょうか。
それでは採決に移ります。63番から83番の申請について承認に賛成の方は挙手をお願いいたします

(全員挙手)
- 議長 はい。ありがとうございます。全員賛成により、可決承認されました。
今回申請があった再設定、新規申請についてはすべて承認されました。ありがとうございました。
- 議長 それでは日程4報告第1号「農地法第5条1項第6号の規定による届出について」を上程いたします。事務局より報告をお願いいたします。

事務局

はい。命によりまして、報告第1号「農地法第5条1項第6号の規定による届出について」を説明いたします。今月は2件です。申請番号1番、2番続けてご説明いたします。
(報告第1号について、申請番号1、2の記載事項を読み上げ、説明)

以上2件でございますが、小川町農業委員会会長先決規定第3条により、会長先決事項として受理させていただきました。以上の通り報告とさせていただきます。

議長

はい。ありがとうございました。

つづきまして、その他に入りたいと思います。その他議題として取り上げることはないでしょうか。

(挙手なし)

議長

ないようですので、以上で本日の日程はすべて終了いたしました。これをもちまして平成30年6月第26回小川町農業委員会総会を閉会いたします、閉会時間は午後3時42分です。